

廿一の 大野建設 三二八万円  
 廿の二 上石工務店 二七八万円  
 電気工事 福井電気 一〇三、〇〇〇円  
 水道工事 安藤工務所 二二七、〇〇〇円  
 計 六三八万円  
 これが今迄の工事内容であります  
 国庫補助 三、四五六、〇〇〇円  
 都補助見込額 一、七二八、〇〇〇円  
 起債額 一、〇〇〇、〇〇〇円  
 計 六、一八四、〇〇〇円 となつて定であります  
 議長 本第には異議はありせんか  
 満場 異議なし  
 議長 是異議かあるものと認め議案第七号は原案通り決定  
 いたします

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

議長 議案第七号 同七三号 同七四号 は固執してあります  
 から一括して上提いたします

議案第七号 競争入れ札の方法にある契約に關する条例 につて  
 は 七三号 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産管  
 理又は議会の議決に付すべき契約に關する条例 につて  
 は 七四号 所有財産の取得管理及び処分条例 につて

書の朗読

町長 提案の趣意を説明申し上げます

議案第七号 につて

財産の賣却、工事の請負等は地方自治法により「原則」として  
 一般競争入札に付さなければならぬことになつておりますが  
 特殊の場合に限り競争入札以外の方法により契約  
 と締結することとあることとをおります。この場合

を規定したものとあります。現在は一般競争入札は実際には行われたいない現状で多くが指定入札であります。この条例の重点は金額の点にあると思つます。議案第七三ノ一につて

この条例は地方自治法により議会の議決を全るべき財産の取得又は処分、営造物の処分及び買収の締結並びに一般投票に付すべき財産及営造物の処分又は使用の許可につて規定したものであります。議会の議決を全る場合には過半数の議決を全るなければならぬ場合と、三分の二以上の者の同意を得なければならぬ場合と、一般住民投票の要に付して過半数の同意を得なければならぬ場合と等々と規定したものとあります。この条例の重点はやはり金額の点にあると思つます。

これ以外の場合には町長が執行すべきことになりす。議案第七四ノ一につて

財産の取得、管理及び処分に関しは地方自治法により条例で定めなければならぬことになっております。これらに關する必要な条項を規定したものとあります。この三案につきましては午前中総務委員会でご審議ねがつたので総務委員長の報告といたします。

オ三番(総務委員長)この三案は恒久性のある条例であります。議案をすぐ渡されたので充分検討する暇がなかつたので、できればあらゆる角度から検討されて総務委員会に付託され再審議するようにはされたと思つます。オ二番(総務委員)これから報告があったかこれは改訂された法律によつてつたものであつたか

断長（とうちやう）

議長（ぎやうし）七十一号「第十四号にミスプリントがある」「調制」「調制」に  
ついで

議長（ぎやうし）この三案を一括して総務委員会に付託し再審議の上更に本  
会議で審議することにしたい

異議なし

議長（ぎやうし）ついでと法約に期限があるか

議長（ぎやうし）別にありません

議長（ぎやうし）それは三案を一括して総務委員会に付託し休会中  
において再審議の上次の本会議の継続会において全  
員の審議をぬかうことに決定いたします

午後二時三十五分休憩 二時四十五分再会す

議長（ぎやうし）七十一号を上げたいとします

東京都西多摩郡福生町役場

議長（ぎやうし）福生町議会々議規則の制定について

議長（ぎやうし）今度の会議規則の制定は旧内務省が主として国会法  
に準拠して制定したものであつてその後数次に亘り自治法  
の改正が行われ実情にそつちつとなつたので今回全  
国議会会で新に制定しつゝつて示されものによつ  
て草案としたものであります 本草案については「前  
中総務委員会」で審議ぬかつておりますので委員長  
から報告いたします

議長（ぎやうし）この草案は実情に即したものと云う前提のもと  
に起草されたものでありますから特に重点は「第一章、第二  
章、第三章」等について特に慎重に意見の交換がな  
されたか運用の妙によつて解決したいとして全面的に  
原案に同意した方が好ましく、高きより角度から

検討されんことを望みます

議長 各条毎に朗読するか

オ一審 右章ごとく朗読する

書中第一章 朗読

議長 右章ごとく朗読し意見をきくこととす

書記 第一章 朗読

オ二審 自治法の関係条文を説明された

オ三審 その必要はなからう

オ七条に議長が必要あると認めるときとあるが議員が要請した場合の見解はどうか

大野議長 議長はつづれも会議にはあつてきめることになりなす

オ一審 議長が独断できめる場合はなすか

大野議長 ありなす

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

書記 第二章 朗読

議長 オ一審 規則とあるを所定と訂正された

書記 オ三章 朗読

議長 本条は非常には条文が多いのを審議に時間を要するか  
ら前の三審と同様臨時委員会に付託し更に検討することとしてはどうか

田中議長 なく

議長 それではオ七章 審議は臨時委員会に付託し再審議の上次の継続会において全員の審議をわかうことに決定いたします

議長 請願書が出ておりますを朗読いたさせます

一、八町内に児童公園設置に関する援助の方針

紹介議員 瀬古清蔵、渡井明、木泉、重

高橋三郎、村尾種吉、中西虎藏  
一熊川、内出所内合水路に補修費援助方針

紹介議員 飯野富士郎、高橋孝市、西村光人  
書記 朗読

才三番 八河内は特殊の事情にありまして最近非常にハウスが増加し現在一般家庭三の世帯、米軍家庭一八七世帯あり予供は小学生一六二人、中学生六二人、米軍の子供五八人加所内にいる状態であり、道路が狭いために非常に危険であり、予供の遊び場所についてかねてから町会、PTA等でもなんとかならないかと研究してきたので、今回事業地の拡張により瑞穂町に譲ずる道路が非常にせまう米軍の自動車が増加してきて、実に危険となり、予供の遊び場所として危

東京都西多摩郡福生町役場

童公園を計画したのですが、定額金類はとうとうひきつり、町から何分の援助がなくては是非実現してやりたいと考えています

才九番 この合水路は今迄の旧道と新道の中を流れてくる水路でありまして内出部がまん中を流れており毎年一回却って掘さうりをして、予供がええ石垣が完全で、ためによく流れ、予供の町から補助をねがって修理したいと考えています

才四番 この請願書については一昨日の建設委員会でも話をききました、か地元の話をするのに、各個人の屋敷内を流れてくる川とすると町から金を出して改修するとなるとそこは権利が生じてくることとなり個人にかしたほうがよくなるかという意見も出て、いろいろ審議の結果

道路に面した部分はそのようにしたのがよからうと云う  
ことになりまし

オ十番 幸樂園の裏に今水路があるがあれも私有地と通つてい  
るか火災等の場合公衆の便に大に役だつてゐるのを町  
の援助しても決してわるくはないから

議長 二件とも採択することには異議はありませんか

異議なし

議長 これでは公園については厚生委員会に、今水路については建設  
委員会に付託することに異議はありませんか

異議なし

議長 これでは各委員会をよく検討ゆかいます  
議長 会議録署名員を指名す

オ二番 (渡井 明)

東京都西多摩郡福生町役場

オ三番 甲西虎藏

オ四番 (瀬古清藏)

議長 異議はありませんか

異議なし

議長 異議のないものとみなし決定いたします

議長 (午後三時三十分) 本日はこれにて散会いたします

右会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため茲  
に署名する

昭和三十一年十月三十一日

福生町議会

議長 田村利

議員 瀬古清藏

議員 津西虎蔵

議員 渡井 明

東京都西多摩郡福生町役場

福生町臨時議会々議録

昭和三十一年十一月十六日第四回臨時議会継続会を福生町役場に開会す

出席議員は左の通りである

- |            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 第一番 田村利一   | 第二番 渡井 明   | 第三番 中西虎蔵    |
| 第四番 瀬石清藏   | 第五番 村尾四郎   | 第六番 米泉 薫    |
| 第七番 中森与一   | 第八番 西村 光人  | 第九番 石川信義    |
| 第十番 森田幸藏   | 第十一番 森田誠重  | 第十二番 並木 秀   |
| 第十三番 清水与市  | 第十四番 井上頼太郎 | 第十五番 設樂不美知  |
| 第十六番 石川常太郎 | 第十七番 村尾種吉  | 第十八番 飯野富十郎  |
| 第十九番 田村祐一  | 第二十番 高橋三郎  | 第二十一番 大久保一郎 |
| 第二十二番 高橋彦市 |            |             |
- 地方自治法第二百五十一條の規定により会議の事件説明のため

議長から出席を求められ出席した者は左の通りである  
町長秋山誠一 助役川窪金吉

総務課長大野忠一 民生課長橋本存藏 産業課長森田猛  
工務課長高水 求水道課長真田 真

本会の書記は左の通りである

田村忠雄 大久保林作

議長（午前十一時三十分）これより第四回臨時議会継続会  
を開会致します

前回において議案オセニ、セニ、セ四、セ五の四件——が  
総務委員会に付託となつておりますのでこれを議  
題といたします

大野議長議案オセニ、セニ、セ四、セ五の四件——が  
新のねかいます

東京都西多摩郡福生町役場

オセニ、セニ、セ四、セ五の四件——とあるのを「百の四」と  
訂正のねかいます

議長総務委員長から審議の結果について報告がかかります  
オセニ、セニ、セ四、セ五の四件——付託されました議案について上月七日総  
務委員会を開き慎重審議の結果議案オセニ、セニ、  
セ四、セ五については原案に同意しました 議案オセニ、セニ、  
議規則については議会運営の骨子となるもの  
につき特に慎重に検討しましたその結果オセニ、  
オセニに質問の回数に二回に制限することになつてい  
るがこれは議会運営上不回滑になるのではな  
かとの意見もありましたか或る程度きめておかな  
いともうかがうとのことであるので「特」の二字  
を削除することにしてその他は原案を適当とす

虎字附

とめました

議長 本案に付異議はありませんか

満場 異議なし

議長 付異議がないものと認め議長第七三七三、七四号は  
原案通りとし議長第七五号は修正可決とする二  
とに付異議はありませんか

満場 異議なし

議長 それでは議長第七二七三、七四号は原案可決と  
し七五号は修正可決と決定いたします

議長 議長第七六号を上げます

議長第七六号 建物処分について

書記朗読

助役 この建物はオ一小学校の東側にある建物でありまして

東京都西多摩郡福生町役場

戦時中消防の派出所として使用しその後一部修理し  
て教員住宅として使用してきたものがあります。かもや住  
宅として使用に堪ないのを先日総務及教育委員  
にもはかり処分することには同意を得ました

議長 本案に付異議はありませんか

満場 異議なし

議長 付異議がないものと認め議長第七六号は原案通  
り決定いたします

議長 議長第七七号を上げます

議長第七七号 小学校新設について

書記朗読

助役 本案につきましては先程協議会において今後の方  
途については検討を収めた次を述べます。まず第一は

千二百万円計上してありますので 歳入については幾分  
不足を来しますが一応千二百万円以内と云うことで  
決定を得たいと存じます

議長 本果には異議はありませんか

満場 異議なし

議長 決異議がないものとみなし議果オセハ早は原案  
通り決定いたします

議長 議果オセハ早を上げ提上いたします

議果オセハ早 小学校建設費起債について

書記朗読

助役 先程の長から申上げました通り起債の申請は  
四百万円したのですが二百五十万円の決定通知が  
きましたので借入れの手続をしたと存じます

年六分五厘以内で十七年以内に償還することとなつて  
あります

オ工番 其の他の内二借入先の都合その他によつて短期債を  
起し云々であるがその「実例」を伺いたし

大野議長 この様式は政府で定められたものがあります  
オ工番 短期債を起すとは何か

大野議長 七年満期の短期債を起すことかひきると云う意味  
です

議長 本果には異議はありませんか  
満場 異議なし

議長 決異議がないものとみなし議果オセハ早は原案通り  
決定いたします

議長 会議録署名員を指名す